

安全啓発ファシリテーター規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会(以下「この法人」という。)が安全啓発を推進するためのファシリテーター養成に関し必要な事項を定め、「子どもの手による子ども会」の実現と「安全・安心の体験活動」を保障することを目的とする。

(安全啓発ファシリテーター(以下「ファシリテーター」という。))

第2条 ファシリテーターは、ファシリテーションを十分理解し、自らその資質の向上をはかり、「子どもの手による子ども会」の実現と「安全・安心の体験活動」を保障することに資するものとする。

(ファシリテーターの種類)

第3条 ファシリテーターは、次の3種とする。

- (1)安全啓発初級ファシリテーター (以下「初級ファシリテーター」という。)
- (2)安全啓発中級ファシリテーター (以下「中級ファシリテーター」という。)
- (3)安全啓発上級ファシリテーター (以下「上級ファシリテーター」という。)

第2章 ファシリテーターの養成

(養成講習会の種類)

第4条 ファシリテーターを養成するための講習会を次の3種とする。

- (1)安全啓発初級ファシリテーター養成講習会 (以下「初級ファシリテーター養成講習会」という。)
- (2)安全啓発中級ファシリテーター養成講習会 (以下「中級ファシリテーター養成講習会」という。)
- (3)安全啓発上級ファシリテーター養成講習会 (以下「上級ファシリテーター養成講習会」という。)

(養成講習会の開催)

第5条 ファシリテーターは、第3条に示すファシリテーターの種類ごとに、次のとおり養成するものとする。

- (1) 初級ファシリテーターは、各都道府県・指定都市子ども会連合組織がこの法人から承認を受けた初級ファシリテーター養成講習会において養成する。
- (2) 中級ファシリテーターは、各地区(ブロック)子ども会連合組織がこの法人から承認を受けた中級ファシリテーター養成講習会において養成する。
- (3) 上級ファシリテーターは、この法人が主催する上級ファシリテーター養成講習会において養成する。

(養成講習会の講師)

第6条 養成講習会の講師は次の資格を有する者とする。

- (1)初級ファシリテーターの養成に係る講師は、中級ファシリテーター以上の資格を有し、ファシリテーションを理解し、日常的に子ども会活動において「子どもの手による子ども会」を実践し、「安全・安心の体験活動」に尽力されている者とする。
- (2)中級ファシリテーターの養成に係る講師は、上級ファシリテーターの資格を有し、ファシリテーションを理解し、ファシリテーターとして日常的に子ども会活動において「子どもの手による子ども会」を実践するとともに関係者を指導する能力を有し、「安全・安心の体験活動」に尽力されている者とする。
- (3)上級指導者の養成に係る講師は、安全啓発に造詣が深く、ファシリテーションを理解し、ファシリテ

ーターとして能力を有し「子どもの手による子ども会」を広く指導できること。また、「安全・安心の体験活動」を総合的に指導できるもの。さらに、地域のコミュニティにおいて指導者として尽力しているもの。

- 2 各養成講習会においては、複数の講師が分担して講習を行うことができるものとする。
- 3 各養成講習会については、講習の内容の一部分を第 1 項の規程にかかわらず、専門的知識又は技能を有する者が講師のアシストをすることができるものとする。
- 4 第 3 条のファシリテーターは、全国子ども会安全共済会の加入者であること。

第 3 章 ファシリテーターの認定

(ファシリテーター認定の種類)

第 7 条 ファシリテーター認定は、次の 3 種とする。

- (1)安全啓発初級ファシリテーター認定 (以下「初級ファシリテーター認定」という。)
- (2)安全啓発中級ファシリテーター認定 (以下「中級ファシリテーター認定」という。)
- (3)安全啓発上級ファシリテーター認定 (以下「上級ファシリテーター認定」という。)

(認定委員会の設置)

第 8 条 この認定を実施するために、認定委員会を設置する。

(認定委員会の種類)

第 9 条 認定委員会は、第 3 条に示すファシリテーターの種類ごとに、次のとおりとする。

- (1)安全啓発初級ファシリテーター認定委員会は、各都道府県・指定都市子ども会連合組織ごとに設置する。
 - (2)安全啓発中級ファシリテーター認定委員会は、各地区(ブロック)子ども会連合組織ごとに設置する。
 - (3)安全啓発上級ファシリテーター認定委員会は、この法人が設置する。
- 2 各認定委員会は、この法人が認定委員として登録を完了した 3 名以上の者をもって、組織する。

(認定委員の資格要件)

第 10 条 認定委員会の認定委員は次の資格を有する者とする。

- (1)初級ファシリテーターの養成に係る認定委員は、中級ファシリテーター以上の資格を有する者とする。
但し、各都道府県・指定都市子ども会連合組織の代表者を含むことも可とする。
- (2)中級ファシリテーターの養成に係る認定委員は、上級ファシリテーターの資格を有する者とする。
但し、各地区(ブロック)子ども会連合組織を構成する各都道府県・指定都市子ども会連合組織の代表者を含むことも可とする。
- (3)上級ファシリテーターの養成に係る認定委員は、この法人の代表理事、執行理事、及び理事会で任命された上級ファシリテーター若干名とする。

(認定委員の任期)

第 11 条 各認定委員会の認定委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の認定委員は講師を、また、講師は認定委員を兼ねることができるものとする。

第 4 章 資格認定を受ける者の要件

(ファシリテーター資格認定の要件)

第 12 条 ファシリテーターとしての資格認定を受けようとする者の要件は、第 3 条に示すファシリテーター

の種類ごとに、次のとおりとする。

- (1) 初級ファシリテーターは、所定の養成講習会の全課程を修了した成人で、ファシリテーターとしての能力を理解し、第9条に示す当該の認定委員会の審査を経て、この法人に申請があり承認された者とする。
- (2) 中級ファシリテーターは、初級ファシリテーターの資格取得後1年以上にわたって、「子どもの手による子ども会」及び、「安全・安心の体験活動」を地域子ども会又は市区町村子ども会連合組織において実践され、所定の養成講習会の全課程を修了し、ファシリテーターとしての資質を身に付けた者で、各都道府県・指定都市子ども会連合組織より推薦を受け、第9条に示す当該の認定委員会の審査を経て、この法人に申請があり承認された者とする。
- (3) 上級ファシリテーターは、中級ファシリテーターの資格取得後3年以上にわたって初級ファシリテーター講習会の講師を務めた者のうち、各地区(ブロック)子ども会連合組織の推薦を受け、所定の養成講習会の全課程を修了し、第9条に示す当該の認定委員会の審査を経て、この法人に申請があり承認された者とする。
- (4) 前各号の認定委員会の審査の報告に当っては、認定委員のうち3名以上の署名または記名・捺印を要するものとする。

第5章 安全啓発検討委員会

(安全啓発検討委員会の設置)

第13条 この規程を運営するにあたり、安全啓発検討委員会を設置する。構成員は、担当副会長と上級ファシリテーターとする。委員会の運営は全子連事務局が担当する。

第6章 養成講習会のカリキュラム

(講習会カリキュラム)

第14条 養成講習会のカリキュラムは、第3条に示すファシリテーターの種類ごとに、全国子ども会安全啓発検討委員会において検討作成するものとする。理事会には詳細報告するものとする。

第7章 登録

(ファシリテーターの登録)

第15条 この法人は、第12条において承認した者を、第3条のファシリテーターとして、同条の該当する種類に応じて登録するものとする。

2 この法人は、前項の登録を終わった者に対し、当該する資格を認定する旨の証明書(以下「資格認定証」という。)を交付するものとする。

第8章 資格認定の継続又は取り消し

(資格認定の継続要件)

第16条 ファシリテーターが資格を維持するための要件は次のとおりとする。

- (1) 初級ファシリテーターが、資格認定を維持するためには、所定の初級ファシリテーター養成講習会の全課程を3年に1度以上は再受講することを必要とする。
- (2) 中級ファシリテーターが、資格認定を維持するためには、所定の中級ファシリテーター継続養成講習会の全課程を3年に1度以上は受講することを必要とする。
- (3) 上級ファシリテーターが、資格認定を維持するためには、安全啓発検討委員会に参加することを必要とする。

(資格の取消)

第17条 この法人は、ファシリテーターが次の各号のいずれかに該当すると判断したとき、当該ファシリ

テーターが有している資格認定証に応じた第 9 条の認定委員会に諮って、ファシリテーターとしての資格を取り消すことができる。

(1) 子ども会の名誉を著しく損なう行為のあったとき。

(2) 禁固以上の刑に処せられたとき。

(3) 第16 条の認定のための継続要件がなされないとき。

(4) ファシリテーターが子ども会の会員でなくなったとき。所属の都道府県・指定都市子連は速やかにこの法人に連絡し、資格を取り消すこととする。

(5) その他、第 9 条のいずれかの認定委員会が、ファシリテーターとしての資格を取り消すことが妥当であると判断したとき。

2 前項において、ファシリテーターとしての資格の取り消しに不服のある者は、その旨をこの法人に申し出ることができるものとする。

3 この法人は、前項の申し出に対し、理事会に諮るものとする。

(公認指導者の資格継続)

第 18 条 改正時、公認指導者の資格を有するものは、ファシリテーターの資格を有するものとする。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 7 月 16 日より施行する。

1 この規程は、平成 25 年 11 月 20 日の理事会で第 4 章第 12 条の変更と「別表 公認講習会カリキュラム」の変更を決議し、平成 25 年 11 月 20 日から施行する。

1 この規程は、平成 28 年 12 月 21 日の理事会で「別表 公認講習会カリキュラム」等の変更を決議し、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。

1 この規程は、平成 29 年 5 月 10 日の理事会で文言の変更を決議し、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

1 この規程は、令和元年年 9 月 12 日の理事会で第 7 条に第 5 項を加える変更を決議し、令和元年年 9 月 12 日から施行する。

1 この規程は、令和 4 年 5 月 25 日の理事会で第 2 章・第 3 章・第 6 章・第 7 章に関する変更を決議し、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。

1 この規程は、令和 6 年 7 月 4 日の理事会で名称を「全国子ども会安全啓発規程」から「安全啓発ファシリテーター規程」に改正し、令和 6 年 7 月 4 日から施行する。